

2016年5月12日

明治大学「本学法科大学院元教授による司法試験問題の漏えいに関する調査結果及び再発防止策等について」に対する弊社の見解

尚学社

この度、弊社は学校法人明治大学（以下、「明治大学」といいます。）が本年2月12日に同大学 web サイトにおいて公表した「本学法科大学院元教授による司法試験問題の漏えいに関する調査結果及び再発防止策等について」と題する文書（以下、「本件文書」といいます。）について、同大学に対して嚴重に抗議し、本件文書から弊社の実名を削除することを強く求めます。

1. 本件文書の概要

本件文書は、明治大学法科大学院において当時専任教員であった青柳幸一元教授が司法試験問題を漏えいした問題について、同大学が漏えいの概要および再発防止策等を取りまとめ、公表するとともに、法務省、文部科学省、法科大学院協会に提出した文書です。

本件文書では、平成27年司法試験の公法系論文式問題及び憲法の短答式問題の漏えいのほか、①「平成27年司法試験及び予備試験における憲法の短答式問題を23人の受講生に漏えいしたと思われる案件」、②「平成24年司法試験論文式試験公法系第1問において政教分離に関する問題が出題されているところ、その前年度である2011（平成23）年度前期の元教授担当の『憲法展開演習D』の定期試験問題が、政教分離に関する問題であったとの指摘」を取り上げ、それぞれ次のように記述しています。

①短答式問題（財産権の取用）について

……元教授は、司法試験短答式試験及び予備試験短答式試験の実施日（2015（平成27）年5月17日）の二日前に当たる同月15日の3時限（午後1時～午後2時30分）の必修科目「憲法（人権）」（1年次配当）の授業において、受講生23人に対し、「憲法29条3項に関わる取用というのは、今年の司法試験の短答式に出していて、私のテキストにも書いてある」旨の発言をしました。平成27年司法試験短答式問題第9問及び予備試験短答式問題第5問の取用に関わるテーマについては、元教授の「憲法」（尚学社・2015年）215頁に記載があり、その箇所を読めば容易に解答できる設問となっていました。しかし、……。

②政教分離について

両者に問題の類似性は認められるものの、もともと政教分離に関する問題は、著名な関

連判例も多い憲法の重要問題の一つであり、大半の受験生が相当の勉強をしていたテーマであったこと、事実を当てはめる際の考慮事情も相違すること、上記司法試験論文式試験問題の作成は当然のことながら複数の担当者の評議によるもので元教授が単独で作成したものではないことを併せ考えれば、元教授が主査という立場にあったとはいえ、上記定期試験の出題が司法試験問題の事前漏えいに該当すると判断するのは困難である。

2. 弊社が問題とする箇所とその理由

弊社は、本件文書中の「『憲法29条3項に関わる収用というのは、今年の司法試験の短答式に出していて、私のテキストにも書いてある』旨の発言をしました。平成27年司法試験短答式問題第9問及び予備試験短答式問題第5問の収用に関わるテーマについては、元教授の「憲法」（尚学社・2015年）215頁に記載があり、その箇所を読めば容易に解答できる設問となっていました」との記述（以下、「問題の記述」といいます。）について、公平を欠くとともに弊社の信用を失墜させかねない記述であると判断いたしました。その理由は、次の通りです。

①まず、言うまでもなく、弊社は直接にも間接にも、漏えい事件の当事者ではありません。漏えいの当事者である元教授及び明治大学法科大学院修了生が匿名であり、本件文書の作成にあたり調査を実施した「司法試験問題漏えいに関する調査・検証委員会」の構成員、さらには本件文書公表の責任者の氏名も伏せられている中で、弊社のみ顕名で名指しされているのは、極めて理解に苦しむことです。

②問題の記述は、閲読者に対して弊社が漏えい問題に関与したものとの誤解を与えかねないものです。すなわち、一般的な閲読者は、この記述を、短答式問題が弊社から出版された青柳元教授の著書から出題されたを読み、青柳元教授のみならず、弊社に対しても不信の念を抱くものと思われる。しかし、問題の記述に記載された弊社の図書の該当部分と平成27年司法試験短答式問題第9問及び予備試験短答式問題第5問とを照らし合わせ、さらに他の教科書等を調べたところ、弊社の図書の該当部分は憲法学の教科書の記述として、至極一般的なものの範疇に含まれるものであり、また、該当箇所を読んだとしても上記短答式問題を「容易に解答できる」といえるものではありませんでした。

③このように、一般的な憲法学の教科書の記述としての範疇に含まれるものである以上、弊社の図書の該当部分は、政教分離が「著名な関連判例も多い憲法の重要問題の一つ」として問題なしとされたこととの平仄が合わないことは明らかであり（なお、論述式試験で出題された政教分離について、本件文書の説明に説得力があるのかの問題には立ち入りません）、弊社に実名で言及することの必要性、合理性が疑われるとともに、同大学調査委員会の調査の精度にも疑問を抱かざるを得ません。また、問題の記述部分の中心的内容とな

るべきは、「元教授」が司法試験の2日前に元教授が授業で収用に関する問題が出題されるという試験問題の内容を漏えいしたということであり、「元教授」の著作の実名や出版社を明らかにする必要がありません。

④上記の通り、本件記載部分は弊社が漏えい事件に関与しているとの誤解を与えかねない記載であり、かつ、弊社以外に実名が掲載されていないことから、弊社の実名の掲載にあたって、当然弊社に対する事前の連絡・事実関係の確認等を行うべきです。それにもかかわらず、本件文書に弊社の実名が掲載されるにあたって、明治大学から弊社への事前の連絡・確認等は一度もありませんでした。

本件文書が司法試験問題漏えい事件についての調査結果の報告文書であるにもかかわらず、弊社に事前の連絡・確認等が一切ないことは、調査不足であるといわざるを得ません。

3. これまでの経緯

弊社は、本件文書に弊社の実名が掲載されたことを重大視し、本件文書公表後の2月16日に明治大学広報課に対し電話にてwebサイト掲載文書からの弊社名の削除を求めました。

この抗議に対し、3月11日に明治大学法科大学院長と同大学教務事務部長が弊社に來社し、口頭で「事案の解明に必要であり、理事長・理事会が〔関係省庁・機関に〕報告したもので、重みがあるから」と、弊社の名前を表記することの実質的な理由は示さずに、削除要請を拒否する旨の回答を行いました。

明治大学からの回答を受け、4月6日、弊社は、明治大学に対し、内容証明郵便にて法務省・文部科学省・法科大学院協会へ提出した文書も含めた本件文書の訂正・弊社名の削除を求めました。しかし、これに対して、4月15日、明治大学教務事務部専門職大学院事務室から、上記拒否判断に変更はなく、削除には応じられない旨の回答を受けました。

このように、弊社は、明治大学に対し、再三再四弊社の実名の削除を求めたにもかかわらず、一顧だにされませんでした。

以上